非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は昭和42年（1967年）に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46年（1971年）にはその遵守に関する決議が衆議院で可決されて以来、我が国の基本方針として位置づけられ、歴代内閣もこれを堅持してきました。

我が国は世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現を目指し、平成６年（1994年）以降、毎年国連総会に核兵器廃絶決議案を提出してきました。国際社会においても、非核三原則を堅持する立場を繰り返し示し、平和と安定の維持に一定の役割を果たしてきたところです。

しかし、近年の国際情勢の変化や安全保障をめぐる議論が活発化する中で、こうした時代だからこそ、核兵器の恐ろしさを知る我が国が、改めて非核三原則を揺るぎなく守り続けることが、地域と世界の安定にとって重要です。

尼崎市は、昭和32年（1957年）に「世界平和都市宣言」を発表し、尼崎市議会においては、昭和60年（1985年）７月には「核兵器廃絶平和都市宣言」、平成22年（2010年）３月には「核兵器の廃絶と恒久平和実現を求める意見書」をそれぞれ議決しました。平成23年（2011年）２月からは、広島市・長崎市が中心となり設立された「平和首長会議」に本市も加盟し、世界の都市と緊密に連携しながら核兵器廃絶の市民意識を喚起する活動を続けており、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を強く訴えてきました。

被爆者の「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」という切実な願いを受け継ぎ、非核三原則を堅持し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて着実に努力を重ねていくことは、唯一の被爆国

である日本にとって重要な課題であるとともに、「世界平和都市」尼崎市の理念にも深く通じるものであります。

よって、国会及び政府におかれては、被爆地の思いと国民の平和への願いを真摯に受け止め、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けて一層の努力をされるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

令和８年９月１日

尼崎市議会議長

関　係　大　臣　あ　て

核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書

現在、国際社会では、ロシア連邦によるウクライナ侵攻や中東情勢の悪化を背景に、極めて深刻かつ緊迫した状況が続いており、核保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっています。

こうした状況の下、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止し、被害者支援や環境回復を規定する核兵器禁止条約（ＴＰＮＷ）は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置づける重要な枠組みとして、その意義を一層強めています。

同条約は 2021 年１月 22 日に発効し、本年 2026 年で５年を迎えます。2026 年７月現在、署名または批准（加入を含む）により条約を受諾した国・地域は 100 に達しています。これまでに締約国会議が３回開催され、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復など、核廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきました。

そして、2026 年 11 月には、発効後初となる第１回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取組を検証し、核なき世界に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となります。

核兵器の使用は、人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらし、国際社会の安全と人類の存続に重大な脅威を与えるものであり、また、核兵器のない世界の実現は、世代を超えて取り組むべき最重要課題です。

唯一の戦争被爆国である我が国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っています。しかし、現時点で日本は同条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えません。

こうした中、核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー

参加は、日本が核廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となります。オブザーバーとして参加することは、被爆の実相を世界に突きつけ、核兵器の非人道性を揺るぎない事実として国際社会に刻み込む行動であり、同時に日本が平和国家として歩む決意を、より確固たるものとして示すことにつながります。

よって、政府におかれては、核兵器禁止条約第１回再検討会議へオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

令和８年９月１日

尼崎市議会議長

関　係　大　臣　あ　て

働く者の声を尊重した労働時間法制の実現と政労使による三者構成原則の堅持等を求める意見書

現在国では、厚生労働省の労働政策審議会（労働条件分科会）において、労働時間法制の見直しに向けた議論が進められています。時間外労働の上限規制をはじめ、連続勤務規制、勤務間インターバル制度、つながらない権利、裁量労働制や変形労働時間制など、今後の労働時間法制等について議論されています。

働き方改革関連法の施行から約７年が経過しましたが、働く者一人一人の命と健康を守り、真の安全・安心につなげていくという取組は道半ばです。現状、過労死はなくなっておらず、脳・心臓疾患及び精神障害の令和７年度の労災請求件数は、6,212 件に達し、労災請求件数は過去最多を記録しています。

働く者の命と健康を守り、誰もが安心して働き続けられる社会を実現するためには、長時間労働につながる規制緩和ではなく、働く者の声を十分に反映した制度づくりが必要です。また、労働政策の決定にあたっては、政労使による三者構成原則を堅持し、十分な議論と合意形成の下で進められることが重要です。持続可能な地域社会を維持するために今求められているのは、長時間労働につながりかねない規制緩和ではなく、誰もが安心・安全に働き、生活時間を確保できる労働時間規制の確立と生産性向上の両立です。

よって、政府におかれては、労働者の命と健康、そして権利を守る観点から、次の事項について速やかに履行するよう強く要望いたします。

１　時間外・休日労働の上限規制の強化や、連続勤務規制の導入、勤務間インターバル制度の義務化、つながらない権利の立法化など、働く者が休息と生活時間を十分に確保できるための法整備を行う

こと。

2　長時間労働につながりかねない裁量労働制の対象業務の拡大や変形労働時間制の要件緩和などではなく、労働時間短縮と生産性向上を両輪で進めるための法整備や企業・労働者への支援を行うこと。

3　労働者の健康確保とディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を営むためのセーフティーネットを形骸化させないよう、労働基準監督署における厳格な指導・監督を維持すること。

4　働き方改革の見直しや労働時間法制の改正議論にあたっては、労働政策審議会をはじめとする場において、労使当事者の声を十分に反映させ、三者構成原則に基づく民主的かつ慎重な合意形成を徹底すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

令和８年１０月７日

尼崎市議会議長

関　係　大　臣　あ　て